



2025年7月31日

各位

会社名 株式会社 トーシンホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 石田 雅文  
(コード: 9444 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役副社長兼管理部長 旭 萌々子  
(TEL. 052-262-1122)

### 2025年4月期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、2025年7月31日開催の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書を東海財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1. 対象となる有価証券報告書

第39期(2025年4月期)有価証券報告書(自2024年5月1日至2025年4月30日)

2. 延長前の提出期限

2025年7月31日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2025年10月31日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

2025年6月16日付「2025年4月期決算発表の延期および2025年4月期有価証券報告書の提出期限延長の申請検討に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、2025年4月30日、当社の会計監査人からの指摘によって、当社子会社である株式会社トーシンモバイル(以下「TSM」といいます。)の財務報告に関し、2023年4月期から2024年4月期にかけて、主に移動体通信関連事業におけるTSM代理店向けの代理店精算(TSMから代理店への端末販売等の売上高と販売手数料等の支払高との精算)において、財務報告用資料と実際の代理店精算用資料の2種類が存在しており、かつ財務報告用資料において代理店向けの端末販売等の売上高が過大計上となっており、その結果として帳簿上未回収となっている売掛金が存在している事実が判明いたしました。事実関係の解明を図るためには、独立性及び専門性を有する第三者(弁護士及び公認会計士等)による調査が必要であるとの会計監査人の判断を受け、当社は、公正性を確保した調査が必要と判断し、第三者委員会を設置いたしました。本申請時点においても調査が継続している状況ではありますが、調査完了までにはなお相当の時間を要することが見込まれます。これにより、その後の当社の決算関連手続き、会計監査人による監査手続き等において、相応の時間を要するため、第39期(2025年4月期)有価証券報告書について、金融商品取引法第24条の第1項の提出期限までに提出できないこととなりましたので、該当有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書を東海財務局に提出することとしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

以上